

神戸海星女子学院大学 授業料減免

2020年度 募集要項

【申込期限】 2020年5月29日（金）

【提出書類】 ① 願書（所定様式）

② 生計維持者の収入に関する証明書類（2019年1月～12月分・コピー可）

給与所得者：『源泉徴収票』

給与所得者以外の方：『確定申告書（控）』（税務署の受付印のあるもの）

※父母がいる場合はそれぞれの証明書、いない場合は代わって生計を支えている人の証明書が必要。

※ 緊急給付奨学金については 随時別途相談

授業料減免制度の概要

授業料減免制度（1種）

- 【資格】 ・本学の学生で、修学の熱意はありながら、経済的理由により修学の継続が困難と認められた者
- ・2年次生以上に在籍する者は、前年度単位取得率が90%、G.P.A. 2.5以上の者。
- ・生計維持者の年収金額が、基準額以下であること。

【減免額】 年間授業料の1/2

【募集】 毎年1回 一定の期間掲示により募集

【募集人数】 4名（各学年1名で在学中に1度限りを原則とする。）

授業料減免制度（2種）

- 【資格】 ・本学の学生で、修学の熱意はありながら、経済的理由により修学の継続が困難と認められた者
- ・2年次生以上に在籍する者は、前年度単位取得率が90%、G.P.A. 2.5以上の者。
- ・生計維持者の年収金額が、基準額以下であること。

【減免額】 年間授業料の1/4

【募集】 毎年1回 一定の期間掲示により募集

【募集人数】 4名（各学年1名で在学中に1度限りを原則とする。）

※ 授業料減免採用者決定時において納付すべき学納金に未納がある場合、減免額の一部又は全部を指定口座に振り込むことなく学納金に充当することがあります。

※ 「高等教育の修学支援新制度」の授業料減免を受ける者が、本学の授業料減免者として採用された場合は、納付すべき年間の授業料を限度として、授業料減免額について調整を行います。

